



令和7年1月21日
事務連絡

公益社団法人日本建築士会連合会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人日本建築家協会
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会
一般社団法人建築設備技術者協会
一般社団法人日本建築構造技術者協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法) (令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。)が、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

(1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

(2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

今般、建築設計業界に対する本法の更なる周知徹底のため、国土交通省住宅局建築指導課において建築設計業界向けリーフレットを作成いたしました。貴団体におかれましては、本リーフレットをご活用いただき、単位会への周知啓発に努めていただくようお願い申し上げます。

参考1) フリーランス・事業者間取引適正化等法リーフレット(建築設計業界向け)

建築設計等を含む

フリーランスの取引に関する

新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が

2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス

業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
例) 設計業務を受託する建築士事務所(個人、一人会社)

発注事業者

フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの
例) 委託を行う設計事務所、住宅事業者

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例: フリーランスとして働く建築士の場合

この法律の対象

企業が建築物の
設計等を委託
(事業者からの委託)



建築事業者
(企業・事務所)



建築士
(従業員を使用していない)

この法律の対象外

消費者が建築物の設計等を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)



建築主等
(消費者)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。



国土交通省

内閣官房

Cabinet Secretariat



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。
契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。

①

①、②、④、⑥

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容	備考
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」	建築士法では… 「報酬の額及び支払の時期」「契約の解除に関する事項」 その他省令で定める項目を書面に記載し相互交付しなければならない。 (建築士法第22条の3の3) 「書面の交付」 (建築士法第24条の8)
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと	
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し	建築士法では… 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は「第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金」で契約を締結するよう努めなければならない。 (建築士法第22条の3の4)
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならぬこと	
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例)「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更することなど ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行ふことができない理由について説明することが必要。	
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること	①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと	

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、

項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。 内閣官房



公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省